

～地域の貴重な資源を無駄にしないために～

空き家を有効に利活用しませんか？

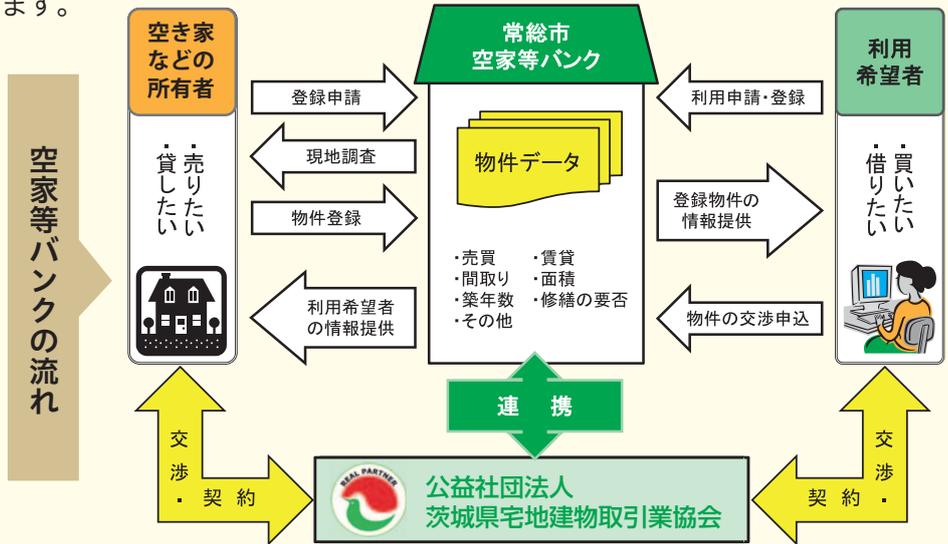
近年、空き家の増加は社会問題となっており、空き家を長年放置すると、管理不全に陥って近隣の迷惑となるほか、長年相続されず、いざ売却する際には手の施しようがなくなるケースもあります。

現在、テレワークの普及などにより地方移住や二拠点居住のニーズが高まり、空き家は地域の貴重な資源となっています。空き家を有効に活用していただくため、利用できる制度や情報をご紹介します。



■空家等バンク制度

空家等バンクとは、空き家を「売りたい・貸したい」という所有者が、バンクに登録し、空き家の情報をホームページ等で公開することで、利用したい方への情報提供を行う制度です。



- 一部制度の見直しを行い、所有者や利用希望者が幅広く利用できるものとなりました。
- ①「空き店舗」も登録の対象に！
- ②個人だけでなく法人の利用者登録も可能に！
- ③老朽化した物件や未登記の物件、空き家を除却した後の「空き地」も登録可能に！
- ④バンク登録物件を住宅以外の用途(会社の寮やサテライトオフィスなど)に活用可能に！

主な支援制度

- 空家等バンクを通じて登録物件を購入・賃貸、定住した場合にその物件の修繕や購入にかかった費用の一部(最大30万円)を補助
- 低未利用地の譲渡所得特別控除(令和4年12月31日までの譲渡が対象)の適用(国土交通省所管)
- 専門的知見を有する団体(茨城県弁護士会等)から、登記・相続等の相談、利活用の助言などのサポート
- 空き家を利活用する際の資金調達、建物調査・損害保険申請サポート

常総市では空き家の利活用を推進していくため、空き家活用株式会社と協定を締結し、空き家の利用希望者とのマッチングや、モデル事業の立ち上げを行っていきます。空き家の活用情報など詳細は、市ホームページまたは都市計画課までご連絡ください。

◆問い合わせ＝☎都市計画課(内線2730)



身近な法律問題のご相談は、お気軽にお問い合わせください。

つくばね法律事務所

下記相談 30分無料

債務整理
交通事故
相続・遺言

〒304-0801 下妻市大園木2839-1大建ビル2階
電話受付時間：平日9時～18時
定休日：土・日・祝日
TEL:0296-30-5600
www.tsukubane-law.com

茨城県弁護士会所属：門井 節夫、関 健太郎、高中学、飯塚 夏樹、山本 大介

無料 法務相談予約受付中

相続・遺言 名義変更 登記

ご予約はこちらまで **0120-339-478** 常総市役所より車2分

荒井司法書士行政書士事務所
〒303-0024 常総市水海道栄町 2680-11
ご予約受付時間 平日 9:00～18:00